

建設工事請負契約書 新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>(最終改正 令和5(2023)年4月28日適用)</u></p> <p>建設工事請負契約書</p> <p>(中略)</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>令和6年3月31日</u>までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p>（部分払）</p> <p>第38条以降 省略</p>	<p><u>(最終改正 令和4(2022)年4月13日適用)</u></p> <p>建設工事請負契約書</p> <p>(中略)</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>令和5年3月31日</u>までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p>（部分払）</p> <p>第38条以降 省略</p>	